

第 1 2 9 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 6 条」を「第 4 6 条の 2」に改める。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 区長は、前項に規定する事業系一般廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

第 4 6 条の次に次の 1 条を加える。

（命令に従わなかった事業者の公表等）

第 4 6 条の 2 区長は、前条の規定により準用された第 3 9 条の規定による命令を受けた事業者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 第 2 1 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

- 3 区長は、事業者が第 1 項の規定により公表された後において、なお、前条の規定により準用された第 3 9 条の規定による命令に従わなかったときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第 4 7 条第 2 項中「含める」を「定める」に改める。

第 4 9 条中「第 4 2 条及び第 4 5 条」を「第 4 2 条、第 4 5 条及び第

46条の2」に改める。

別表1 廃棄物処理手数料の部1の項中「36円50銭」を「40円」に改め、同部2の項中「36円50銭」を「40円」に、「69円」を「76円」に改め、同部3の項中「36円50銭」を「40円」に、「2,500円」を「2,800円」に改める。

別表2 動物死体処理手数料の部動物の死体（25キログラム未満）の項中「2,600円」を「3,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 平成25年10月1日以後から施行日の前日までの間に交付した有料ごみ処理券は、施行日以後1月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した者については、この条例による改正後の足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

3 別表1 廃棄物処理手数料の部3の項の改正規定は、施行日以後に区長が処理の申込みを受けた場合に適用し、この条例の施行の際、既に申込みがされている場合における手数料は、なお従前の例による。

（提案理由）

事業系一般廃棄物等の処理を適正に行わせるための規定を整備するとともに、廃棄物処理手数料の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。